

伊勢市地域福祉計画・ 伊勢市地域福祉活動計画


(平成31年度(2019年度) ~ 平成35年度(2023年度))

《概要版》



平成31年3月



 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会

◎私たちの住む地域の課題

少子高齢化、人口流失、核家族化など、地域社会を取り巻く環境が変化し、私たちの住む伊勢市においても、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」、育児と介護の「ダブルケア」、高齢者と無職の子どもの世帯の「8050問題」、経済的な困窮などの課題を複合的に抱えている人や、古くからの地域のつながりが希薄になり、ゴミ屋敷、地域社会からの孤立に関する問題が地域包括支援センターや生活サポートセンターあゆみの相談窓口で報告されています。

困りごとを抱えていても自分で“SOS”の声をせず、生活するうえで福祉をはじめとする制度やサービスが必要な人に支援が届かず、また、既存の制度では支援が難しい『狭間の問題』に苦しむなど、社会から孤立してしまうケースが増加し大きな課題となっており、新たなセーフティネットのしくみが求められています。

◎伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画策定にあたって

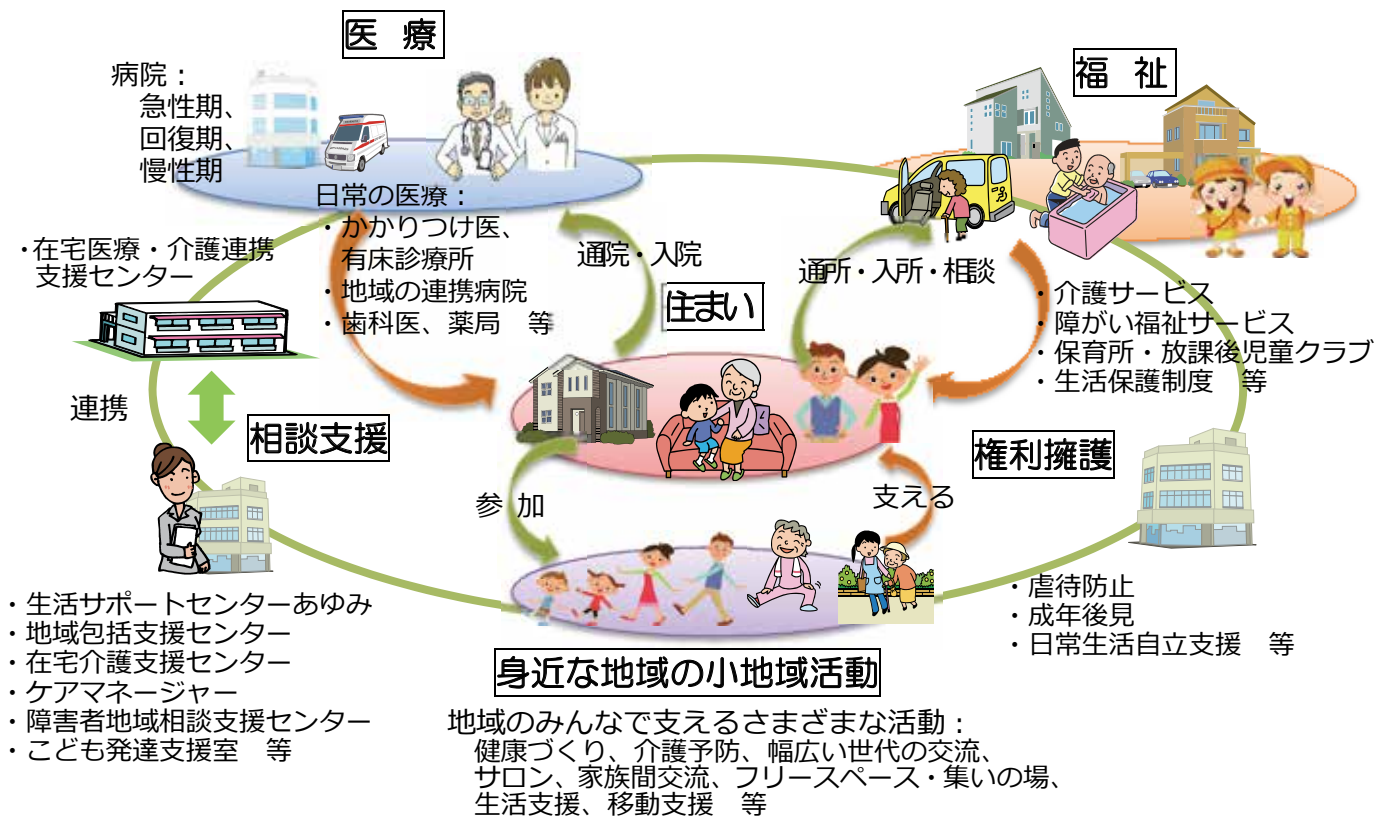
これまでも、地域の皆さんの協力を得ながら、支援を必要とする人の見守り、声かけ等を行ってきましたが、課題の複合化、深刻化に対応するため、伊勢市と伊勢市社会福祉協議会では、一人ひとりが地域で起きている問題を「我が事」ととらえ、「丸ごと」まち全体でその解決に取り組むしくみづくりを通して、一人ひとりができる役割を担い、人と人との強い絆で支え合いながら、誰もが心豊かに暮らしていく伊勢市をめざします。

◎地域福祉とは ……

『地域福祉』とは、誰もが住みなれた地域で支え合い・助け合いながら安心して暮らせるよう、住民や官民の関係者、地域を支えるさまざまな担い手がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

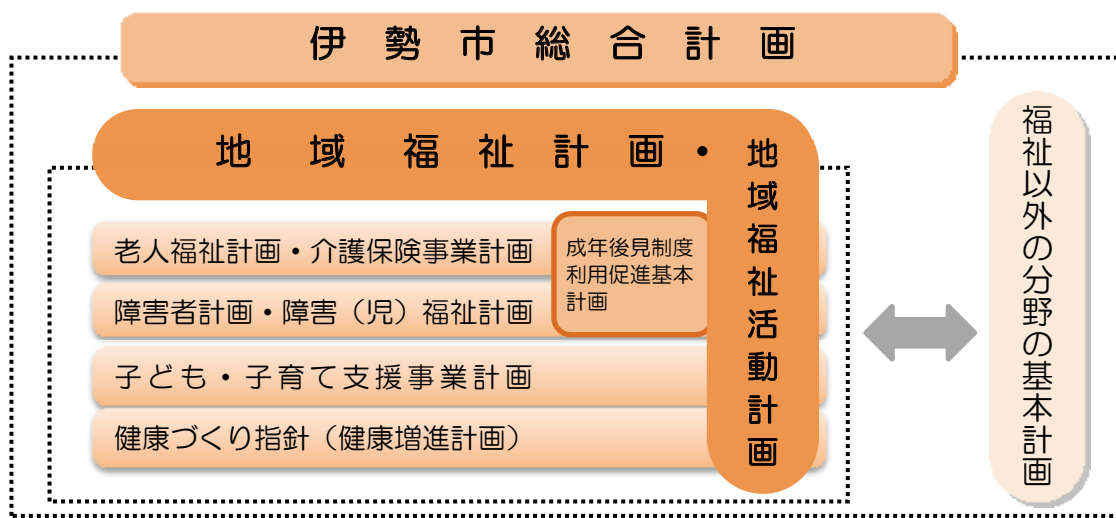
伊勢市と伊勢市社会福祉協議会は、本市における地域福祉の理念を共有し、市民すべてが幸福に暮らせるよう、人と人とのつながりを基本として、困ったときに助け合える関係づくりや、お互いに支え合う地域づくりをめざします。

伊勢市の地域福祉



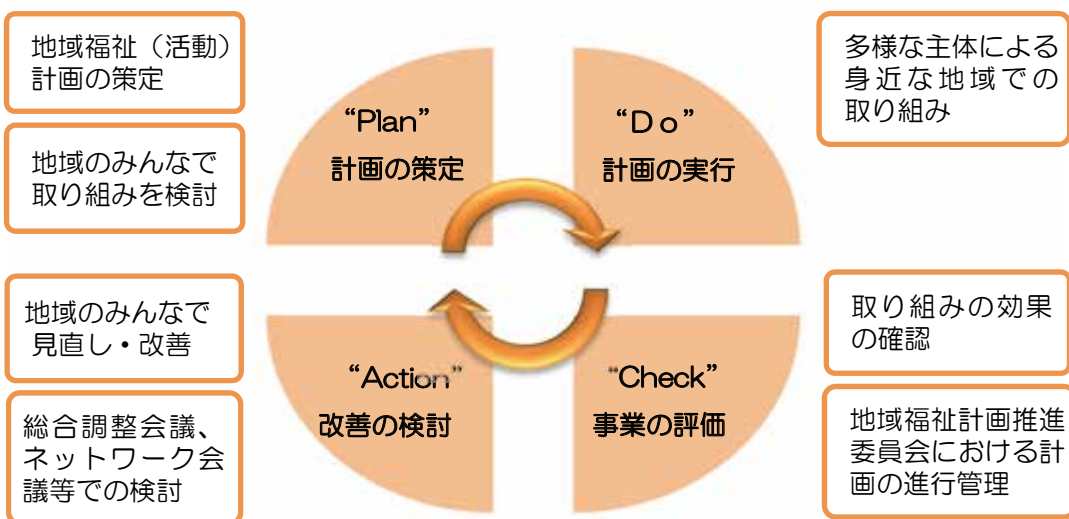
◎計画の位置づけ

高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉などの分野別計画を内包し、地域福祉計画の基本理念や基本目標と整合、連携を図りながら福祉サービスの充実を図ります。また、今回の計画では、権利擁護体制の推進をめざし、成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）も盛り込んでいます。



◎計画の期間

平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)の5年間とします。基本目標や重点項目の達成のため、PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルを活用し計画の進捗を検証します。



◎計画がめざすもの ～地域共生社会の実現～

高齢者だけでなく、さまざまな分野・世代が抱える課題へ対応できる地域包括ケアシステムが求められており、また、これまでの既存の枠組み、制度やサービスだけでは解決が困難となっている『制度の狭間』の問題に対応するため、行政や福祉関係だけでなく、住民や地域、ボランティア、NPO、民間事業者といった幅広い支援のしくみが必要です。

『支え手』と『受け手』に分かれるのではなく、身近な地域で誰もが役割を持ち、支え合う関係を構築し、人・分野・世代を超えて地域のみんなが活躍できる『地域共生社会の実現』をめざします。

◎基本理念

伊勢市総合計画（第3次）前期基本計画・福祉分野がめざす『誰もが住みなれた地域でいきいきと暮らし続けられるまち』の実現に向け、計画の基本理念は次のとおりとします。

“みんなの絆と地域ので力で育む心豊かなまち”

～ つながる「こころ」とつながる「ところ」

みんなでつむぐ伊勢のまち ～

◎基本目標

第1期、第2期にわたる計画では、公と地域の担い手の連携・協力体制の構築、具体的な取り組みを推進し、みんなの力で多様化する生活課題を克服していくこととしました。

しかし、人口減少や高齢化が進み、身近な地域を支える担い手の確保が困難になり、また、複合化した課題を抱え、相談や支援につながらないケースへの対応も急務となっていることから、第3期では、地域の中で支え、受け止めることのできる『しくみ』『場』『ひと』づくりを基本目標に掲げ、地域福祉を推進することとします。

◆基本目標1：みんなの課題を丸ごと受け止めるしくみづくり

… 重層的なセーフティネットを構築し、必要な時に必要な支援が届けられる環境を整える

◆基本目標2：みんなが参加できる共生の場づくり

… すべての人が地域の構成員として社会に参加できるよう、地域全体で居場所、支え合う体制をつくる

◆基本目標3：地域でつながるひとづくり

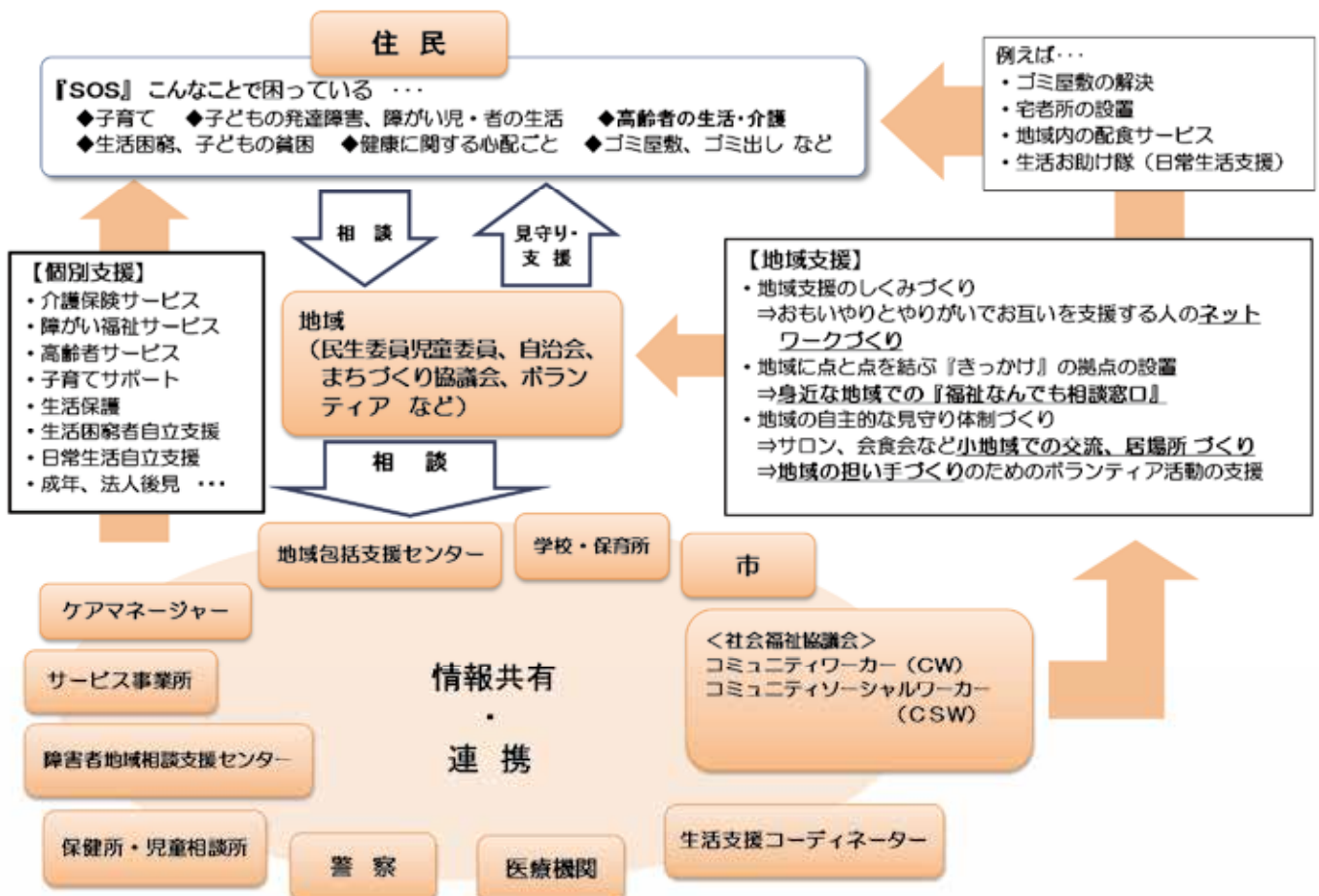
… 支える側、支えられる側を固定することなく、積極的に地域づくりに関われる人、つながる機能を確保する

『いせライフセーフティネットの構築』

市と社会福祉協議会は、困っている人に必要な支援が行き届くしくみづくりを進め、保健、介護、障がい、子育て、困窮などさまざまな分野の制度やサービスの提供とともに、困っている人が相談しやすい窓口を身近な地域に開設したり、アウトリーチにより『声なき声』を発見し、その人に寄り添い、伴走しながらその人らしい暮らしを支援します。

さらに、自治会や民生委員・児童委員、まちづくり協議会など、地域を支える人や関係機関との連携を強化し、お互いが支え合いながら地域のみんなで困りごとを解決するしくみづくりを進め、『地域の底力』を強めていく「いせライフセーフティネット」を推進します。

“声なき声に気づき、1人ぼっちにさせない”



◎体系と推進目標

基本理念 “みんなの絆と地

～ つながる「こころ」とつながる「と

基本目標1； みんなの課題を丸ごと受け止めるしくみづくり

基本目標2； みんなが参加でき

- ◎重点項目： 丸ごと受け止める相談体制の推進
”重層的なセーフティネットを構築し、必要な時に必要な支援が届けられる環境を整える”

- ◎重点項目： 気軽に集える場づくり
”すべての人が地域の暮らしを支える居場所、地域全体で居場所、支

【推進目標と取り組み】

【推進目標と取り組み】

1-1 福祉情報を必要な人に届ける取り組みの充実

- 市 ①生活に関連深い医療、保健、福祉などの情報を網羅して提供します
社協 ①福祉に関する情報がわかりやすく伝わるように工夫します
②住んでいる地域の福祉情報が伝わるよう広報活動を充実します

2-1 誰もが集える居場所の充実

- 市 ①さまざまな分野、世代を超えた交流の場を創出します
社協 ①身近な地域の中の集いの場を充実させます
②世代、障がいの有無に関わらず、みんなが集える場をつくります

1-2 気軽に相談できる体制の整備

- 市 ①身近な地域で、気軽に立ち寄り相談できる拠点の開設をめざします
②身近な地域の中の拠点を軸に、受け手、支え手が困った時に気軽に相談できる体制をめざします
③地域での見守り体制の充実を進めます
社協 ①地域に向き、見えていない課題の掘り起こしに取り組みます
②地域を支えるさまざまな団体と連携し、地域の拠点を軸とした相談支援体制の構築を進めます
③地域の担い手が、住民の相談を受け止められるよう対応力の強化を支援します
④相談援助に携わる職員配置の充実と資質の向上を図ります

2-2 身近な地域における「福祉でまちづくり」の推進

- 市 ①身近な地域でのふれあいや交流活動の場を創出します
②自治会・区、まちづくり協議会の活動を支援します
③すべての人が社会の一員として、まちづくりをめざします
社協 ①まちづくり協議会や地区社会福祉協議会のコーディネーターを配置します
②地域カルテを作成・活用し、地域の暮らしを支える場をつくらせます
③まちづくり協議会、地区社会福祉協議会などと連携し、課題の解決を図ります

1-3 権利擁護体制の充実

- 市 ①成年後見を含む権利擁護の体制を整備し、周知と利用促進を図ります
社協 ①その人らしい地域生活が可能となるよう、成年後見を含めた権利擁護に関する支援を推進します
②権利擁護に係る関係機関との連携を強化します

2-3 地域で活躍できる人や資源との連携の推進

- 市 ①福祉以外の分野で活動する人・団体の活動を支援します
②さまざまな人が活躍・活動できる場を創出します
③障がいのある人の社会参画を支援します
社協 ①さまざまな分野で活躍している人や団体の活動を支援します
②地域の企業や団体等との連携を推進します
③地域で活躍している人や団体の活動を支援します

1-4 制度の狭間問題への対応

- 市 ①制度の狭間にいる人の早期発見・支援を目的とした連携を図ります
②ひきこもり、罪を犯した人などの地域生活を支えるしくみを進めます
社協 ①制度の狭間にいる人のSOSをキャッチできるようなしくみづくりを推進します
②生活困窮者や制度の狭間への支援体制づくりを推進します

2-4 いざという時に支え合える体制づくり

- 市 ①災害時に地域の支え合いにより安心できる地域づくりをめざします
②地域生活支援拠点の整備をめざします
社協 ①地域活動を通じて、身近な地域で支え合える体制づくりを推進します

1-5 地域福祉ネットワークの構築

- 市 ①複合的な課題を抱える人・世帯への支援体制を充実します
②我が事・丸ごとの地域づくりを進めるための圏域を設定します
③身近な地域の中のネットワークや他機関との連携を強化します
社協 ①身近な地域の中のネットワークや他機関との連携を強化します

1-6 地域活動活性化のための財源の確保

- 市 ①地域福祉推進のための財源確保のしくみを検討します
社協 ①寄付や共同募金等の活用を推進します

共生の場づくり

共づくりの推進

市民として社会に参加できるよう、
支え合う体制をつくる”

ができる「共生の場」の確保を進めます
し、交流の場としての受け皿づくりを推進

みんなが交流できる機会を増やして

共づくり」体制の推進

活動の活性化をめざします

を支援します

さまざまな活動に参画できる環境

議会などと連携し、地域と伴走する

実態に則したまちづくりを推進します

議会など地域の担い手と連携し、地域

できる方法を一緒に考えます

つながりづくり

との連携を深めます

情報の提供を進めます

するための人材を育成します

団体等と連携し、地域の中のつながりを

進するとともに、地域活動とのマッチング

共づくり

安心して避難できる支援体制づくりを

ます

支え合える関係づくりをめざします

基本目標3： 地域でつながるひとづくり

◎重点項目： 支え合い助け合うひとづくりの推進

”支える側、支えられる側を固定することなく、積極的に地域づくりに
関われる人、つながる機能を確保する”

【推進目標と取り組み】

3-1 地域福祉の意識の啓発

- 市** ①地域の中の支え合い・助け合い・関わりあう意識づくりを高めます
②地域福祉に対する関心・理解を高める研修を充実します
- 社協** ①身近な地域の中で、地域ぐるみの福祉教育を推進します
②教育委員会や学校と連携して、福祉学習プログラムを充実します
③地域福祉に対する関心・理解を高める研修を実施します

3-2 自主的な地域活動に参加できる取り組みの推進

- 市** ①さまざまな担い手の活動に関する情報を提供します
②さまざまな担い手の育成・養成のための取り組みを進めます
- 社協** ①研修会や養成講座等の充実を図り、さまざまな分野で活動できる人の
発掘と養成を進めます
②活動できる人と支援の必要な人がマッチングできるボランティアセンター
機能の充実を図ります
③地域貢献を目的とした団体や企業のボランティアセンター登録を推進し、
連携を図ります

3-3 地域福祉を協働で進める取り組みの推進

- 市** ①若者や元気な高齢者の地域活動への理解を深め、参加を促進します
②地元の企業、事業者等の地域貢献活動への理解と協力を促します
- 社協** ①企業・団体に地域活動への参画・協力を呼びかけながら連携を
図ります
②ネットワークづくりを通じ、地域の社会福祉法人との連携を強化
します
③教育委員会、学校等と連携し、若者の地域活動への参加促進を
図ります

『誰もが尊厳をもち、安心して住み慣れた地域で生活できるために』

核家族化や高齢者世帯の増加、障がい者の地域移行等が進んでおり、誰もが地域の一員として尊厳をもち、安心して住み慣れた地域で生活していくうえで、判断能力に不安のある人の生活を支援するネットワークが重要です。日常生活自立支援事業とともに、成年後見制度に関する施策の取り組みが求められており、伊勢市では、利用促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」（市町村計画）を本計画に盛り込むこととしました。

『成年後見制度利用促進基本計画』（市町村計画）の概要

○中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築

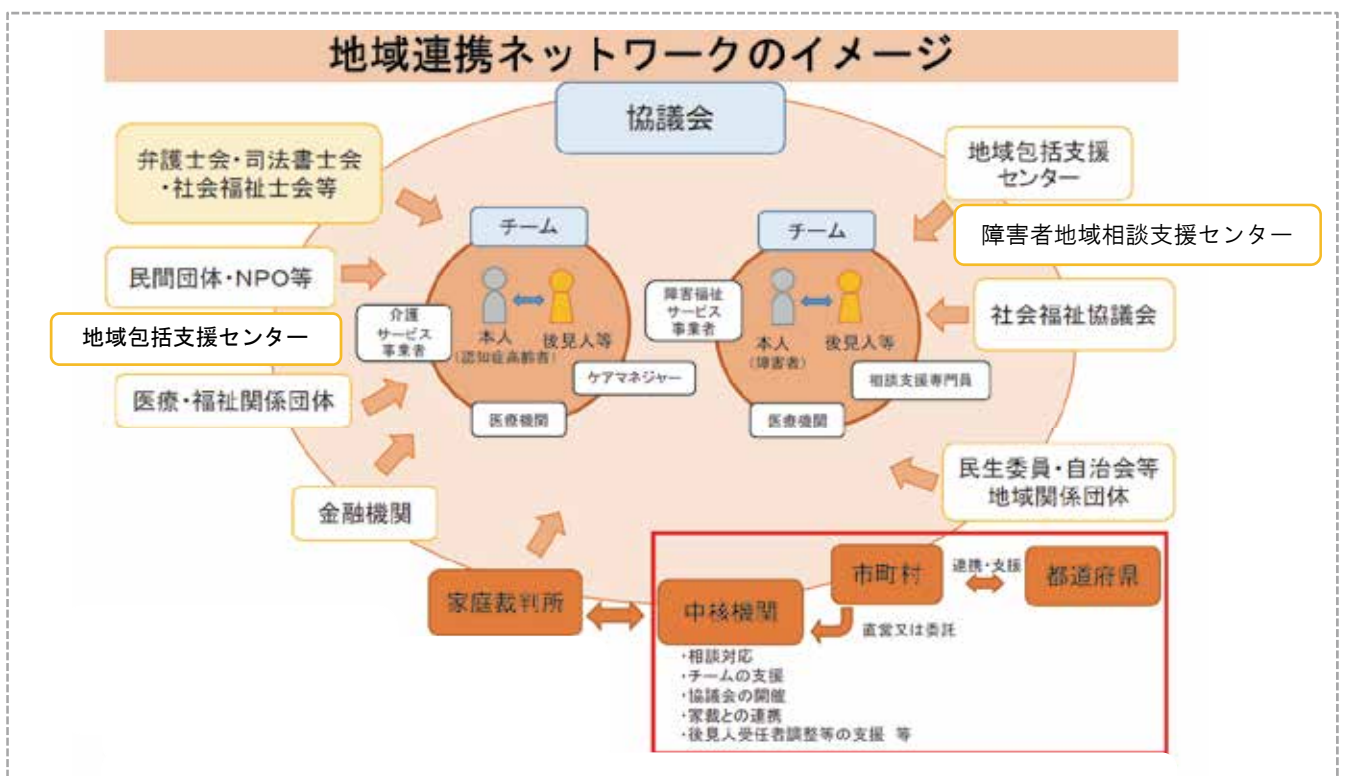
市は、「伊勢市成年後見サポートセンター(仮称)」を設置し、法律・医療・福祉の専門家等が連携しながら成年後見制度利用に関する相談支援、市民への広報・啓発活動、成年後見制度の利用促進、市民後見の養成、マッチング等を実施します。また、多職種連携によるチーム支援を目的とし、ケース担当者会議や研修会を定期的を開催し、地域連携のネットワーク構築を推進します。

○成年後見制度利用に係る助成

市は、成年後見制度を利用するにあたり費用負担が困難な人に対して、申立てに必要な審判請求費用や、専門職後見人等に対する報酬の助成を行い、制度の利用促進を図ります。

○地域連携ネットワーク及び中核機関の具体的機能

- | | | |
|-----------|----------|----------------|
| ア 広報機能 | イ 相談機能 | ウ 成年後見制度利用促進機能 |
| エ 後見人支援機能 | オ 不正防止効果 | |



◎困りごと、悩みごとは……………

内 容	相 談 機 関	連 絡 先	住 所
福祉総合相談	社会福祉協議会 中部支所	0596-63-5334	八日市場町 13 番 1 号
	社会福祉協議会 東部支所	0596-43-5551	二見町茶屋 456 番地 2
	社会福祉協議会 西部支所	0596-27-0509	小俣町元町 536 番地
	社会福祉協議会 北部支所	0596-22-6617	御園町長屋 2767 番地
生活や福祉、権利擁護に関する相談	生活サポートセンターあゆみ	0596-63-5224	八日市場町 13 番 1 号
	伊勢日常生活自立支援センター	0596-20-8618	八日市場町 13 番 1 号
	生活支援課	0596-21-5556	岩淵 1 丁目 7 番 29 号
高齢者総合相談	東地域包括支援センター	0596-44-1165	二見町三津 855 番地
	中部地域包括支援センター	0596-27-2424	八日市場町 13 番 1 号
	南地域包括支援センター	0596-21-0080	二俣町 577 番地 9
	西地域包括支援センター	0596-20-5055	小俣町元町 536 番地
	高齢者支援課	0596-21-5611	岩淵 1 丁目 7 番 29 号
障がい児・者相談	障害者西地域相談支援センター「アルク」	0596-24-3009	小俣町元町 536 番地
	障害者東地域相談支援センター「リンク」	0596-43-4400	二見町茶屋 456 番地 2
	障害者総合相談支援センター「フクシア」	0596-21-3633	岩淵 2 丁目 4 番 9 号
	障がい福祉課	0596-21-5558	岩淵 1 丁目 7 番 29 号
子どもの発達相談	こども発達支援室	0596-63-5444	八日市場町 13 番 1 号
子育て・乳幼児相談	健康課（中央保健センター）	0596-27-2435	八日市場町 13 番 1 号
	明倫保育所すくすく	0596-28-6775	吹上 2 丁目 11 番 42 号
	子育て支援センターきらら館	0596-22-5592	常磐 2 丁目 4 番 40 号
	小俣子育て支援センター	0596-22-7871	小俣町元町 536 番地
	二見浦保育園ぷちとまと	0596-43-2261	二見町荘 2068 番地 1
	しごうこども園なないろ	0596-25-6160	一宇田町 891 番地 1
ひとり親相談	こども課	0596-21-5561	岩淵 1 丁目 7 番 29 号
家庭児童相談、女性相談	こども家庭相談センター	0596-21-5709	岩淵 1 丁目 7 番 29 号
児童虐待の連絡（通告）	こども家庭相談センター	0596-21-5709	岩淵 1 丁目 7 番 29 号
	南勢志摩児童相談所	0596-27-5143	勢田町 628 番地 2
	児童相談所全国共通ダイヤル	189（いちはやく）	※お近くの児童相談所に つながります
	伊勢警察署 ※夜間・休日で緊急のとき	0596-20-0110	神田久志本町 1481 番地 3
	中勢児童相談所 ※夜間・休日で緊急のとき	059-231-5901	津市一身田大古曾 694-1
青少年相談	青少年相談センター	0596-22-7894	小俣町元町 540 番地
	南勢少年サポートセンター（伊勢警察署内）	0596-24-7867	神田久志本町 1481 番地 3
就職相談	いせ若者就業サポートステーション	0596-63-6603	岩淵 1 丁目 2 番 29 号
	ハローワーク伊勢	0596-27-8609	岡本 1 丁目 1 番 17 号

【発行】

伊勢市健康福祉部福祉総務課

〒516-8601
三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
TEL 0596-21-5557 FAX 0596-21-5555
URL <http://www.city.ise.mie.jp>
E-mail fukushisoumu@city.ise.mie.jp

社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会
地域福祉課

〒516-0076
三重県伊勢市八日市場町13-1
TEL 0596-63-5334 FAX 0596-27-2412
URL <http://www.mmjp.or.jp/ishesakyo/>
E-mail ishesakyo-tiiki@mie.email.ne.jp